

第1章 建設コンサルタントの概要

1-1 建設コンサルタントの概要

我が国の社会資本整備（建設事業）の歴史を見ると、戦前は、内務省、農林省等の職員によって企画、調査、計画、設計から施工までを一貫して直轄・直営で行われていた。その後、昭和30年代に入って社会資本整備の急速な拡大とともに、名神高速道路、東海道新幹線などの大規模事業が着手され、調査、計画、設計及び工事監理において建設コンサルタント業務として、外部の民間技術力活用の気運が急速に高まった。

このような状況を背景に昭和34年（1959年）1月、建設コンサルタントの契約方式、標準契約書、価格の積算方法などを規定した「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」が、建設省事務次官通達として発出された。この通達の最大のポイントは「設計・施工分離の原則」の明確化で、この原則が建設コンサルタント業務の確立と発展の基礎となった。

建設コンサルタントの公的な定義は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年（1952年）制定、最終改正 令和2年（2020年））に規定されている。同法第19条第三号において、「土木建築に関する工事の設計、若しくは監理、若しくは土木建築に関する工事に関する調査・企画・立案若しくは助言を行うことの請負、若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という。）」と定義され、国土交通省では、建設コンサルタントに測量業、地質調査業を加えた3業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」における技術サービスの提供者と位置付けている。

建設コンサルタントという職業は、日本標準産業分類（平成25年（2013年）10月改定、平成26年（2014年）4月施行）によると、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類になっている。

このように、建設コンサルタントという職業、立場は、発注者の補助者としてスタートし、コア業務（調査・計画・設計・工事監理・維持管理）を確実に推進する過程のなかで、自立する企業や技術者としての地位の確立を目指してきた。

「建設コンサルタント登録規程」（昭和52年（1977年）制定、最終改正 令和元年（2019年））による登録制度は法的根拠に基づく制度ではなく、国土交通省における行政指導の一つである。申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示、公証することにより発注者である国などの公共機関に活用されている。

登録要件として、当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者（技術管理者）として、一定の資格、経験を有する専任の技術者、すなわち技術士の資格を有する者を専任とすることを原則としている。また、財産的基礎又は金銭的信用を有する者であることとされ、要件として、法人の場合は、資本金 500 万円以上、かつ、自己資本 1,000 万円以上である者、個人の場合は、自己資本 1,000 万円以上である者とされている。

建設コンサルタントに必要な主な資格としては、技術士と RCCM（Registered Civil Engineering Consulting Manager、シビルコンサルティングマネージャ）がある。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した者だけに与えられる名称独占の国家資格である。技術士は、国や地方公共団体等の発注する建設コンサルタント業務における管理技術者や照査技術者の要件の一つとしても定められており、建設コンサルタント業務にあつては中枢の資格となっている。

また、建設コンサルタントの実務を行う技術者の技術力向上と品質の確保の必要性を謳った建設省（現国土交通省）の重点施策に沿って平成 3 年度（1991 年度）に創設された RCCM 制度は、建設コンサルタント業務にあつては技術士資格と並んで重要な資格である。ほとんどの共通仕様書では、管理技術者と照査技術者について「技術士、国土交通省登録技術者資格、RCCM 又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」とされている。そのため、建設コンサルタント業務発注方式の主流となっているプロポーザル方式・総合評価落札方式において、RCCM は技術士に並び管理技術者の資格要件となっている。

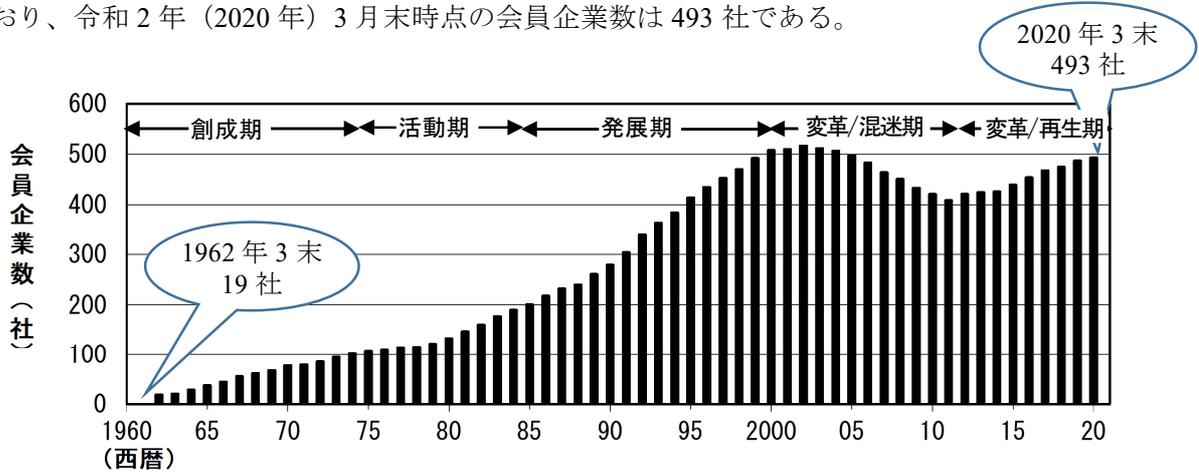
さらに、国土交通省は平成 26 年（2014 年）12 月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を施行し、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始しており、RCCM は令和 3 年（2021 年）2 月までに 14 部門が登録されている。

1-2 建設コンサルタンツ協会の概要

1-2-1 歴史

建設コンサルタンツ協会は、社会資本の整備と活用に貢献するため、建設コンサルタントの資質と技術力の向上を図り、これによって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和36年（1961年）4月に発足し、昭和38年（1963年）に建設大臣の許可を受けて社団法人化した。平成12年（2000年）には一般社団法人化している。

図1-2-1、表1-2-1に示すように、発足時の企業数は19社であったが、昭和39年（1964年）に「建設コンサルタント登録規程」の建設大臣告示がなされ、急速に会員企業数が増加した。しかし、平成10年度（1998年度）をピークとする公共事業予算（補正予算込）の減少を背景として会員企業数が減少に転じている。平成24年（2012年）以降は、東日本大震災を契機として増加しており、令和2年（2020年）3月末時点の会員企業数は493社である。



出典：協会「令和元年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和2年8月）などから作成

図1-2-1 会員企業数の変遷

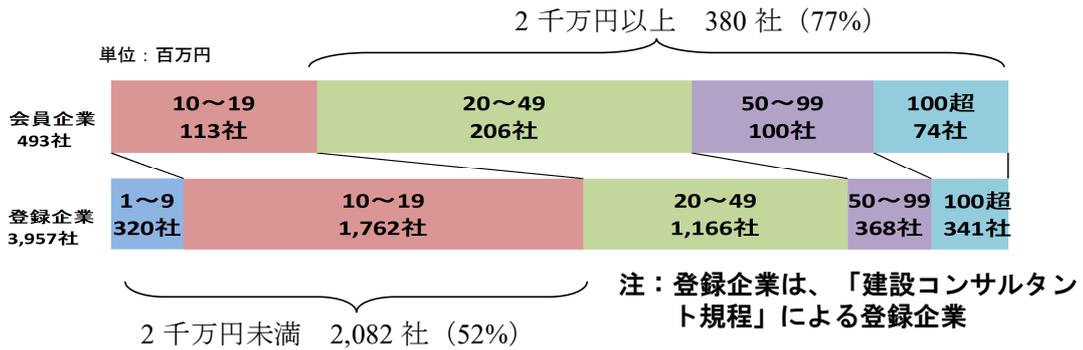
表1-2-1 協会の変遷

年代	トピックス
創成期 昭和38年（1963年）～ 昭和50年（1975年）頃	<ul style="list-style-type: none"> 建設コンサルタント企業が社会で活躍をはじめた1963年（昭和38年）に社団法人化して設立 組織や制度の整備が行われるとともに、地方支部も順次設立
活動期 昭和50年（1975年）頃～ 昭和60年（昭和60年）頃	<ul style="list-style-type: none"> 時代の大きなうねりのなかで、体制の充実と協会独自の長期構想を生み出すための準備の時期
発展期 昭和60年（1985年）頃～ 平成12年（2000年）頃	<ul style="list-style-type: none"> 建設コンサルタントビジョンの具体化とそれに見合った組織改革、RCCM制度の創設など独自の活動を展開し、飛躍を遂げた時期
変革/混迷期 平成12年（2000年）頃～ 平成24年（2012年）頃	<ul style="list-style-type: none"> 新たなビジョンの策定やインフラストラクチャー研究所の創設など、公共事業予算の減少という新たな局面のなかで、次代のあるべき姿を求めて変革を続けている時期 協会運営の合理化、効率化を一層推進するとともに、公益法人改革への対応として一般社団法人へ移行
変革/再生期 平成24年（2012年）頃～ 現在	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を契機として公共事業予算が増加に転じたことに伴い、建設コンサルタントの役割が拡大するなかで、発注機関との意見交換会を通し、報酬の継続的改善、技術力に基づく選定の促進、就業環境改善に資する納期の平準化などの取り組みを行い、大きく進展

1-2-2 会員企業の特徴

会員企業は全国に広がっており、東京都（93社）が圧倒的に多く（93社/493社=19%）、福岡県、北海道、愛知県が続いており、島根県は唯一の会員空白県となっている。

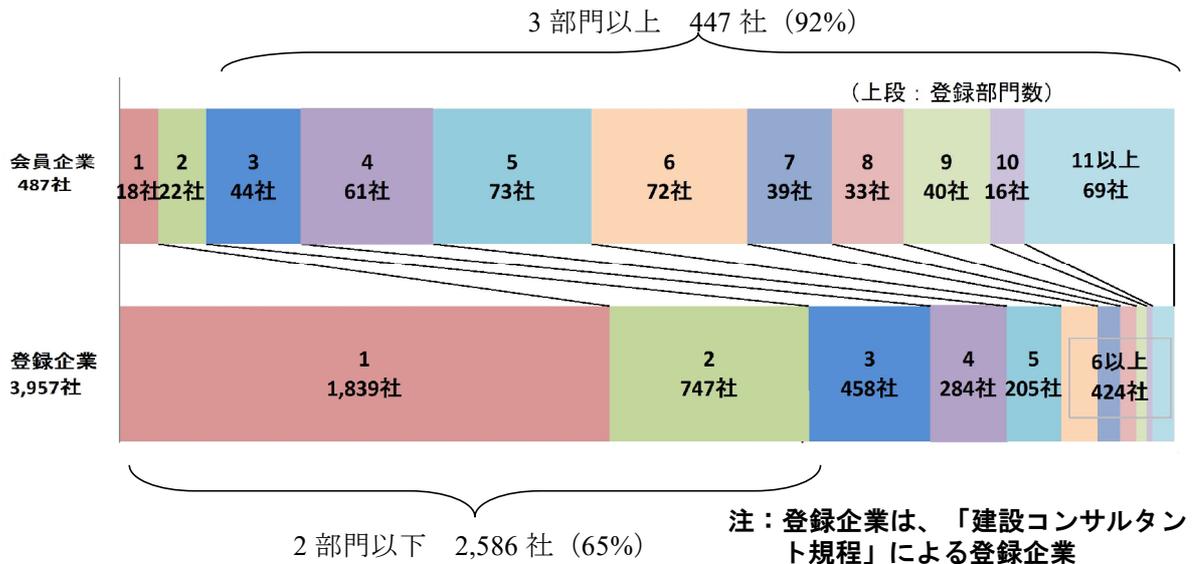
図1-2-2に令和2年（2020年）3月末の資本金規模別の会員企業数の構成比率を「建設コンサルタント規程」による登録企業の構成比率と比較して示している。登録企業の5割以上は資本金2千万円未満であるのに対し、会員企業の約8割が資本金2千万円以上となっている。会員企業は、登録企業のなかで比較的経営規模の大きな企業が加入しているといえる。



出典：協会「令和元年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和2年8月）などから作成

図1-2-2 資本金規模による会員企業と登録企業の比較

令和元年（2019年）4月1日時点の建設コンサルタント登録を行っている部門数の構成比率は、図1-2-3に示すとおりである。登録企業のうち2部門以下の登録を行っている企業が7割程度を占め、3部門以上登録している企業は3割程度である。これに対して会員企業では3部門以上登録している企業は9割以上を占めている。



出典：協会「令和元年度建設コンサルタンツ協会年次報告」（令和2年8月）などから作成

注）集計データ時期の関係上会員企業数は一致しない

図1-2-3 登録部門数による会員企業と登録企業の比較

会員企業のコンサルタント部門売上高集計総額は表 1-2-2 に示すように、平成 9 年度（1997 年度）には、10,332 億円に達した。その後減少を続けたが、平成 24 年度（2012 年度）から増加傾向に転じ令和元年度（2019 年度）は 10,205 億円と八期連続して増加することとなった。

表 1-2-2 会員企業のコンサルタント部門売上高・職員数・技術職員数

年度	H9	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	
会員数(社)	480	409	420	424	425	439	454	465	475	487	493	
コンサルタント部門	売上高(億円)	10,332	6,831	6,665	6,913	7,434	8,551	8,657	8,802	9,209	9,737	10,205
	売上高の対前年比	3.5%	▲0.5%	▲2.4%	3.7%	7.5%	15.0%	1.2%	1.7%	4.6%	5.7%	4.8%
	一社当たり(億円)	21.5	16.7	15.9	16.3	17.5	19.5	19.1	18.9	19.4	20.0	20.7
	職員数(人)	57,324	43,582	44,121	44,080	45,266	46,287	48,690	50,030	52,567	54,217	56,497
	一人当たり(千円)	18,024	15,674	15,106	15,683	16,423	18,474	17,780	17,593	17,519	17,959	18,063
	技術職員数(人)	46,665	36,907	37,583	37,520	38,511	39,333	41,418	42,509	44,700	46,151	47,971
	一人当たり(千円)	22,141	18,509	17,734	18,425	19,304	21,740	20,902	20,706	20,602	21,098	21,273
建設投資額 (名目値:億円)	353,040	198,291	183,386	175,605	195,754	193,042	195,552	204,338	204,659	226,900	245,800	

注1 コンサルタント部門売上高(官公庁、民間、海外を含む)は、建設コンサルタント登録21部門を集計

注2 建設投資額(名目値)のうち、土木(政府+民間)を計上(ただし、H30、R1は見込み額)。なお、令和元年6月27日付「平成27年(2015年)産業関連表」の公表に伴い、平成23年度以降分については遡及改定を行っている。

出典：協会「会員名簿」(平成10～令和元年度)

国土交通省総合政策局建設統計室「令和2年度建設投資見通し」(令和2年10月)(国土交通省ホームページ)

1-2-3 技術者

(1) 技術職員数

会員企業で働く技術職員の数は表 1-2-2 に示すように、平成 9 年度には 46,665 人に達し、その後減少傾向にあったが、平成 22 年度以降増加傾向に転じ、令和元年度末では 47,917 人となっている。

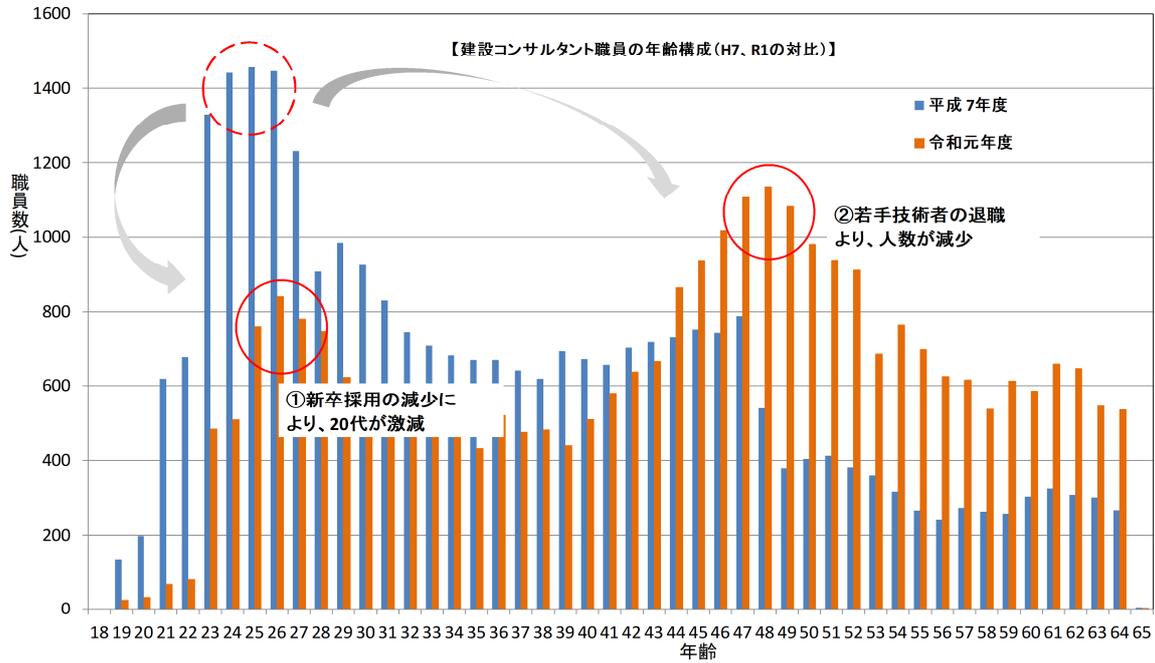
(2) 職員の高齢化

建設コンサルタントに所属する職員の年齢別構成(図 1-2-4)を見ると、人数の最も多い年齢は、平成 7 年度が 24 歳から 26 歳であったのに対し、その後の新卒採用が少なかったことで、平成 31 年度(令和元年度)では 47 歳から 49 歳が最も多くなり、建設コンサルタントは著しい高齢化業界となっている。しかし近年、担い手不足を解消すべく、建設業界の魅力アップに力を注ぎ、新卒採用も拡大しつつある。

(3) 女性技術者の現状と活躍推進

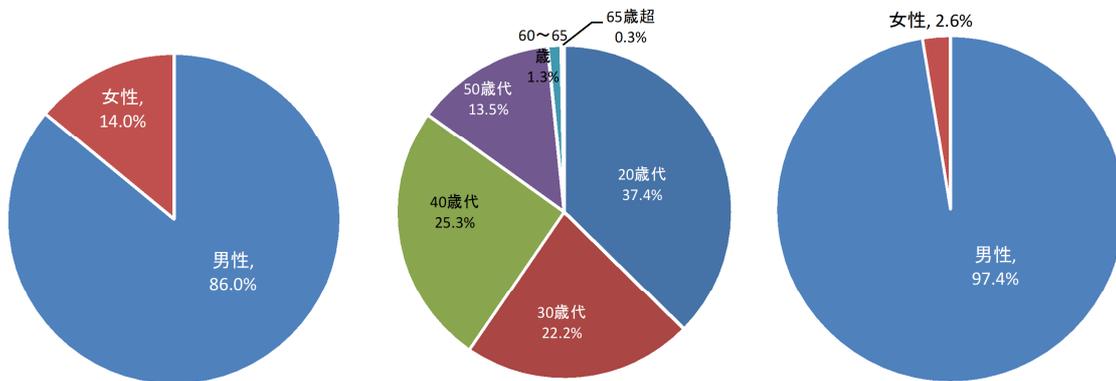
図 1-2-5 に示すとおり、建設コンサルタント業界は、女性技術者の比率が低く、今後少子化が進む社会状況では女性技術者を積極的に採用・育成することが課題である。平成 31 年(2019 年)4 月に施行された改正労働基準法や令和元年(2019 年)6 月に施行された改正品確法などでは「働き方改革」の推進が強調されており、社内の規定や制度を改善し、女性技術者が働きやすい環境

作りを推進して、活躍の場を提供できるようにする動きが始まっている。



出典：建設コンサルタント企業年金基金「建設コンサルタント企業年金基金資料」

図 1-2-4 建設コンサルタント職員の年齢構成



【女性技術者の比率】

【女性技術者の年齢構成】

【女性管理職（技術系）の比率】

出典：協会「担い手確保、女性社員、シニア社員等に関する実態調査」（令和2年4月）

図 1-2-5 女性技術者の実態調査結果

1-3 健全な企業経営に向けて

1-3-1 社会的ルールの遵守

建設コンサルタントは、「自律した建設コンサルタント」として、建設生産・管理システムの上流工程を担う専門家集団の責務を自覚し、社会への貢献を果たすため、協会では平成3年（1991年）に倫理的行動規範である「倫理綱領」（表 1-3-1）を制定し、令和元年（2019年）には社会の要請に合わせて改定を行っている。

表 1-3-1 協会の倫理綱領（平成3年制定、令和元年第二次改定）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、社会規範及び契約の遵守 2. 品位の保持 3. 信用と信頼の保持 4. 技術の向上と品質の保持 5. 持続可能な社会の構築 |
|---|

協会は、平成3年（1991年）に制定した倫理綱領を補完する位置付けとして、『建設コンサルタント技術者の倫理』及び『職業倫理啓発の手引き』を定め、職業倫理・コンプライアンスなどに関する啓発活動を継続的に実施してきた。

『職業倫理啓発の手引き』では、「社会的要請（社会的責任）に応える適切な行動」として、職業倫理行動規範（総論）（表 1-3-2）を明示している。

表 1-3-2 職業倫理行動規範（総論）

- | |
|---|
| <p>一、「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。</p> <p>一、経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらす、他者の経営をも苦しめることとなる。</p> <p>一、職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> |
|---|

今後は、『建設コンサルタントの倫理』、『会員企業の行動計画』及び『職業倫理啓発の手引き』について新規制定あるいは改定を行うこととしている。

1-3-2 企業の社会的責任（CSR）

CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、表 1-3-2 に示した倫理的行動規範の遵守に留まらず、企業活動における環境の保全、地域社会への貢献、人権の尊重などが含まれ、広義には企業統治の概念をも含んだ非常に幅広い理念である。

建設コンサルタントは、社会資本整備における建設生産・管理システムの上流側を担っていることから、その社会的責任は非常に重いと考えられる。そこで、近年その役割や携わる領域が多様化しつつある現状を踏まえながら、積極的に CSR を果たしていくことで、持続可能な国土の発展に寄与するとともに、全てのステークホルダーからの信頼を得るための努力を継続している。

1-3-3 事業継続計画（BCP）

近年の自然災害の激甚化・広域化や新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延など、長期間の業務停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとっては、地震や豪雨災害などの大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、感染症など、リスクの多様化に伴い、事態が発生したのち、いかに速やかに業務を再開させることができるかが問われている。さらに、建設コンサルタントは、被災した社会資本の迅速な災害復旧に貢献するため、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

建設コンサルタントにおける事業継続への取り組みの推進は、安全・安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たすうえでも重要であるため、会員企業も独自で「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、自然災害や感染症が発生した場合には、対策本部の設置などにより体制を整え、自企業の事業継続のみならず、協会や行政機関と連携を取りながら、災害復旧対応や社会資本整備の事業継続等に貢献している。

また、令和2年（2020年）に入ってから顕在化した新型コロナウイルス感染症に対して、協会は令和2年（2020年）4月に「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部」を設置し、感染拡大の予防措置を図るとともに、会員企業は事業活動に制約があるなかでも可能な限り社会資本整備に遅れが生じないように、Web会議や在宅勤務などのリモートワークを駆使しながら、経済活動を維持している。

1-3-4 SDGs への取り組み

（1）SDGs とは

SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）とは、2001年に策定された MDGs（Millennium Development Goals；ミレニアム開発目標）から直接の流れを汲んだもので、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するために、図 1-3-1 に示す

17の目標（Goals）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓うものである。



図 1-3-1 SDGs の 17 目標のアイコン

(外務省 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf) (参照 2021.5.19)

MDGs は 2001 年に策定され、8 つの目標と 21 のターゲットについて、2015 年を達成期限とするものであった。MDGs の目標は開発途上国を中心とした国際援助という側面が強く、その活動の中心的な主体は、政府、国際機関及び NGO であった。SDGs は、MDGs の下で達成できなかった目標に引き続き取り組むとともに、MDGs には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大及び環境問題等にも取り組む、包括的な目標である。それぞれの目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の 3 つの側面でバランスのとれた持続可能な開発をめざしている。これにより、各国政府が取り組むだけでなく、地方自治体、企業そして市民社会の一人ひとりの全てのステークホルダーの行動が求められている。

SDGs の実施に際し、日本政府は平成 28 年（2016 年）5 月に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定した。翌年の平成 29 年（2017 年）6 月には「ジャパン SDGs アワード」を創設し、同年から毎年表彰を行っている。「ジャパン SDGs アワード」は、地方自治体、学校、NPO、協同組合、企業など様々な機関が表彰されている。また、「SDGs アクションプラン」が毎年決定されており、「SDGs アクションプラン 2021」の重点事項は、「Ⅰ．感染症対策と次なる危機への備え」「Ⅱ．よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」「Ⅲ．SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環創出」「Ⅳ．一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」となっている。

SDGs は、MDGs とは異なり、国連が企業の動きに触発されて採択した側面が大きい。気候変動による影響やリーマンショック（2008年9月）のようなグローバルリスクに対して、世界の多くの企業がこうしたリスクを考慮した経営方針へ舵を切り、機関投資家は ESG (Environment, Social, Governance) 投資を主流化させていった。こうした動きが SDGs へつながったと考えられる。つまり、企業にとって SDGs は、投資家や顧客も含めた全てのステークホルダーに対する企業価値の向上や長期的なリスクを踏まえた安定経営のためのビジネスの切り口と捉えることができる。

(2) 企業価値の向上に向けて

建設コンサルタントにとっても、気候変動等の長期的リスクを踏まえた安定経営を考える際に、SDGs の 17 目標は重要な経営判断の基準となる。

まず、建設コンサルタントの事業内容は以下の 7 目標と直接的に関連付けられる。

- ・ 6. 安全な水とトイレを世界中に
- ・ 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ・ 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ・ 11. 住み続けられるまちづくりを
- ・ 13. 気候変動に具体的な対策を
- ・ 14. 海の豊かさを守ろう
- ・ 15. 陸の豊かさを守ろう

その他の以下に示す 10 目標についても、建設コンサルタントの企業活動との関わりがある。

- ・ 1. 貧困をなくそう
- ・ 2. 飢餓をゼロに
- ・ 3. すべての人に健康と福祉を
- ・ 4. 質の高い教育をみんなに
- ・ 5. ジェンダー平等を実現しよう
- ・ 8. 働きがいも 経済成長も
- ・ 10. 人や国の不平等をなくそう
- ・ 12. つくる責任つかう責任
- ・ 16. 平和と公正をすべての人に
- ・ 17. パートナリーシップで目標を達成しよう

こうした 17 の目標に対する意識を深めて新たな事業活動を組み立てていくことにより、ブランド力の強化とイノベーションの促進を図ることができ、企業価値を向上させることができる。また企業価値の向上は、優秀な人材が集まる契機にもなり、さらに企業価値を向上させることが可能な仕組みとなり得る。

(3) 将来のビジネスチャンスに向けて

機関投資家による ESG 投資の主流化が進む中、SDGs で示された 17 目標に関連する技術やこれらの技術を活用した社会問題の解決策を提供しようとしている企業にとって、SDGs は市場の拡大や資本獲得のチャンスと捉えることができる。

洪水、津波、高潮、地震による災害リスク、水資源・食糧問題、資源・エネルギー問題、医療・福祉問題などの長期的なリスクを見据え、都市インフラ、クリーンエネルギー、モビリティシステム、各種エコシステムといった分野で、事業を通じて社会問題の解決を価値の創造を図るような新たな事業機会を探索することが望まれる。

新たな市場や事業領域へ展開するにはリスクを伴う場合があるが、今後の持続的な企業成長を図っていくためには、建設コンサルタントも SDGs を長期経営ビジョンに反映することが求められている。

1-4 建設コンサルタンツ協会の活動方針

1-4-1 建設コンサルタントビジョンの策定経緯

これまでに策定された建設コンサルタントの3つのビジョンは、図1-4-1のとおりである。

(1) ATI 構想

最初の建設コンサルタントビジョンは、平成元年（1989年）に建設省（現国土交通省）が設置した「建設コンサルタントの中長期ビジョン研究会」（座長：中村英夫東京大学教授（当時））により策定された「建設コンサルタント中長期ビジョン－ATI 構想（Attractive Technologically Spirited Independent）」である。このビジョンにより、建設コンサルタントの進むべき将来像及びそれを実現するための方策がはじめて示された。

(2) 建設コンサルタント 21 世紀ビジョン－改革宣言

ATI 構想から15年が経過した建設コンサルタンツ協会の設立40周年に、協会は「建設コンサルタント 21 世紀ビジョン－改革宣言」（平成15年（2003年）5月）を発表した。さらに協会では、「改革宣言」を実現するための5ヵ年の行動計画として、「（社）建設コンサルタンツ協会 中期行動計画」を取りまとめ、平成16年度（2004年度）から第一次中期行動計画（平成16年度～平成20年度）に取り組み、5年間の総括を行った後、平成21年度（2009年度）から第二次中期行動計画（平成21年度～平成25年度）に取り組んだ。

(3) 新ビジョン「建設コンサルタントビジョン 2014」

平成25年度（2013年度）には「改革宣言」発表から10年が経過し、第二次中期行動計画が最終年度を迎えることから、平成24年度（2012年度）から中期行動計画2014検討委員会を設置し、新ビジョンと新中期行動計画の検討を行った。その成果を平成26年度（2014年度）の総会で「建設コンサルタントビジョン2014」として発表し、平成26年度（2014年度）から第一次中期行動計画2014～2018を展開した。また同ビジョンの下、第二次中期行動計画2019～2022を策定した。



図1-4-1 建設コンサルタントの3つのビジョン

1-4-2 「建設コンサルタントビジョン 2014

～自律した建設コンサルタントへの転換～

協会では、平成26年（2014年）に新たなビジョンとして「建設コンサルタントビジョン 2014～自律した建設コンサルタントへの転換」を制定した。

このビジョンでは、「倫理基盤」、「品質基盤」及び「経営基盤」の3つの基盤と「多様な事業ニーズ（コア分野・周辺分野）への取組み」、「技術競争市場の充実と技術開発」、「技術者を活かす組織力の充実」及び「企業の特質を活かした自律した経営の実践」の4本の柱（行動方針）を提示した。その概要は、図1-4-2、図1-4-3のとおりである。

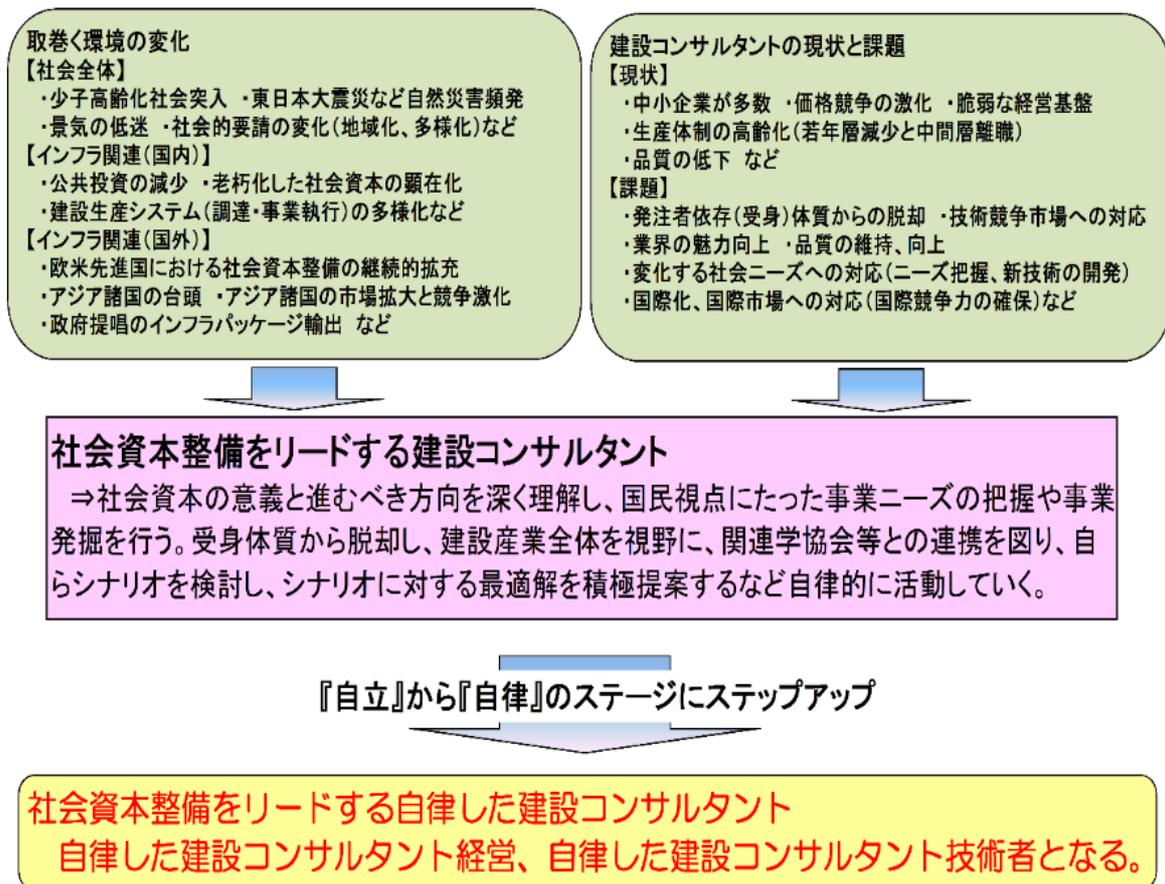


図1-4-2 社会資本整備をリードする自律した建設コンサルタント

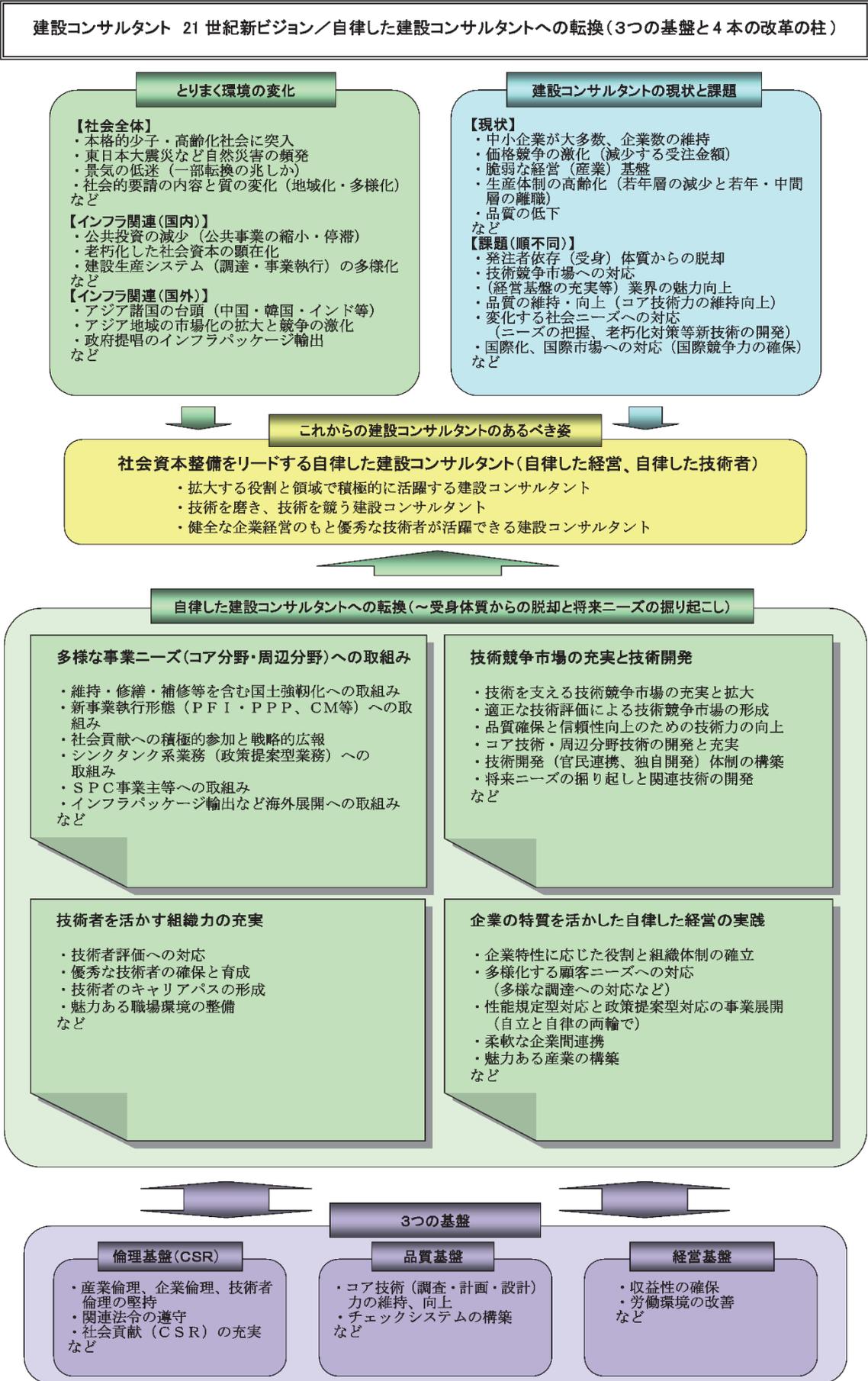


図 1-4-3 建設コンサルタントビジョン 2014

1-4-3 中期行動計画 2019～2022

協会では、令和元年（2019年）に「建設コンサルタントビジョン2014」との整合を図りつつ、以下の方針で第二次中期行動計画（2019～2022）を策定した。

- ① 前中期行動計画に続き建設コンサルタントビジョン2014の4本の柱を踏襲し、各柱の目的がより明快になるようにタイトルを一部修正する。
- ② 4本の柱の目的と施策の関係を吟味し、施策を再配置する。
- ③ 類似施策の集約と重複施策の整理を行う。
- ④ 達成度が低い施策は、活動の方向性を軌道修正する。
- ⑤ 理事会、委員会及び未来塾で提案された新たな施策を加味する。
- ⑥ 外部環境変化の加速を踏まえ活動の冗長化を防ぐため行動計画は4年間の計画とする。

その施策体系は、図1-4-4に示すとおりである。

倫理基盤	
・職業倫理の基盤整備と会員企業への普及啓発活動	
第1の柱 <u>多様な事業ニーズへの取り組み</u> 1-1:社会資本整備のあり方と建設コンサルタントの役割の提案 1-2:国際市場展開の推進 1-3:マネジメント領域拡大の支援 1-4:維持管理分野での役割拡大	第2の柱 <u>技術競争市場の確立と技術開発</u> 2-1:技術力による選定の確立 2-2:品質確保のための制度・仕組みの確立 2-3:契約約款案の作成と提案 2-4:適正な責任担保制度の確立 2-5:適正な資格制度の確立 2-6:生産性の向上(BIM/CIM,IT) 2-7:技術開発のためのプラットフォームの構築
第3の柱 <u>技術者を活かす組織力の充実と担い手の確保</u> 3-1:魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進 3-2:働き方改革の推進 3-3:自律した技術者の育成支援 3-4:適正な報酬体系の充実 3-5:地域貢献と建設コンサルタントの認知度アップ	第4の柱 <u>企業の特質を活かす自律経営の実践</u> 4-1:経営基盤の安定・強化の支援 4-2:地域コンサルタントの自立経営支援 4-3:建設コンサルタントの法制化 4-4:環境配慮経営の実践

図1-4-4 第二次中期行動計画 2019～2022の施策体系

協会本部のトピックス(広報戦略委員会)



土木落語は、広報専門委員会の「イメージアップワーキンググループ(以下WG)」の新企画として2019年より活動を開始しました。

小学生・中学生を対象に「土木(社会資本)とは何か・暮らしとどのように繋がっているのか・建設コンサルタントが果たす役割」を共有し、さらには当協会のイメージアップを図ることを目的として活動しています。

土木と落語がイメージアップにつながるのか

これまで当WGでは、小学生と親御さんを対象とした土木見学ツアー、企業の授業形式で行う「学びのフェス」への参加などで活動を行ってまいりました。何を、どうやったら目的を達成できるのか、その都度、イベントに参加する方にとって有意義になるよう意識して「その時にできる材料」を探し出し、技術者の皆さま、関係者の皆さまにご尽力いただき、どのイベントでも好評を博すことができました。

建設コンサルタントという職業が広く知られていないことは多くの協会関係者の皆さまがご存じのことと思いますが、「土木」についても「正しく」理解されているイベント参加者は少ないという現実がありました。「土木」=「工事」という認識が都会では多くあり、「土木」が暮らしにつながっていることの認識があっても、「土木」について語られるのは小学校での授業の他には機会が少ないからではないでしょうか。

これまでのイベントでも「土木」の概念の共有から始まりますが、「土木」というものを身近に感じ始めるのは小さな「きっかけ」からでした。参加者の目が輝きだす「きっかけ」を増やそうと「土木落語」の企画がはじまりました。

土木落語が目指すところ

土木落語の創作に携わっていただいている柳家小きん師匠は、これまで小学校や図書館で子供を対象とした公演活動もされてきました。

私たちの活動でも、学校、図書館、デパート、船やバスでのツアーなど、さまざまな場所でイベントの企画を行おうと完成した創作落語を携えて「営業」する予定でしたが…コロナの影響によって計画が頓挫しています。まずは、創作落語「水屋の夢」を公開していますYouTubeを多くの方にご覧いただき、「土木落語」で土木と市民の「きっかけ」を作り、これから続く活動でさらに多くの方の目を土木で輝かせたいと思っています。

当WG活動、協会のイメージアップにご協力くださいますようお願い申し上げます。



土木落語プロジェクト
YouTubeチャンネル

支部のピックアップ(北海道支部)

防災カードゲームを用いた出前講座の開催

近年、地震や台風、豪雨、冬季の暴風雪など、人命にかかわる自然災害が頻発しております。これらの被害を未然に防ぐには、社会資本整備とともに、ひとりひとりの防災意識を高めておくことが重要と考えます。

当支部では、子どもたちが楽しく遊びながら防災に関する知識を身につけることができる教材として、カードゲーム『防災勇者』を制作し、道内の各小学校、児童会館に寄贈しました。また、これを活用して札幌市内の児童会館にて防災出前講座を開催し、防災に対する意識のさらなる向上をめざし活動してきました。

令和2年度は9月9日に稚内港小学校の全校生徒58名、並びに稚内東小学校4年生56名を対象に、『防災勇者』を用いた防災出前講座を実施しました。今回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、講師となる当支部委員はマスク及びフェイスガードを着用し、児童の手指のアルコール消毒、密にならない等の対策を万全にし、講師陣も最少人数に絞って実施いたしました。



委員の説明を熱心に聞く子どもたち



みんなでゲームを楽しむ様子

「社会資本整備」という言葉の意味、『防災勇者』を制作した意義や、防災にはみんなの意識が重要であるという事、そしてゲームに出てくる災害の種類や、それに対する行動や対策を委員がわかりやすく説明し、子どもたちは自由に楽しくゲームで遊んでいました。

コロナ禍で学校行事が中止となる中、子どもたちがゲームを通して友だちと協力しあって防災や自然災害の知識を身につけることができる貴重な機会として、学校関係者からも好評でした。

さらに、当支部制作の広報冊子『あなたのまわりにも 建設コンサルタントのしごと』を児童に配布して、社会資本整備に関わるわれわれの仕事も紹介しました。

これからも引き続き学校や児童会館、イベント等において出前授業を実施し、災害時に子ども達が自ら行動し生命を守る意識を持ち、それらを大人へも広げられるよう、活動していきたいと考えています。



「災」カード(左上)と「防」カード(右下)